

社会体育施設をご利用の皆様へ

## 令和6年5月16日より優先予約施設の追加について

社会体育施設は多くの皆様に活用していただいておりますが、それ故に一部の施設利用申請に競合がある状況であることから、令和5年6月1日より取り扱いの一部を見直し、国東市民が公平・公正な予約・利用となるよう、国東市体育施設条例等に沿って試行的に取り扱いをしているところです。

今回、安岐テニスコートの改修が完了し、利用申請の競合が予想されることから、当該施設も優先予約施設として追加します。

**※安岐テニスコート利用申請における5月、6月分については、5月16日を利用申請基準日とし、以下の優先予約制度を適用します。**

※国東市体育施設条例(抜粋)

第1条 市民の体育、レクリエーション等のための場を与え、市民の健康増進を図るため体育施設を設置する。

### <予約について>

#### 【対象社会体育施設】

野球場(国見・国東・武蔵・安岐)

多目的グラウンド(陸上競技場(国見・国東))

体育館(国東・安岐)

安岐テニスコート(令和6年5月7日から適用)

以上の施設については、以下のとおり優先予約制度を試行的に採用します。

【第1優先】・【第2優先】・【その他】

#### 【第1優先】

第1優先は以下の行事を対象として、利用日の属する月の11か月前の月の初日(1日)を優先予約の開始日とする。1日が休日の場合は翌日。(1年前から予約可能)

※対象行事

ア 国・県又は市が主催する各種行事

イ 国東市スポーツ協会及びその加盟団体、又はそれらの上部団体が主催するスポーツ行事

ウ 市内小中学校・高等学校、国東市中学校体育連盟、大分県高等学校体育連盟、大分県高等学校野球連盟が主催するスポーツ行事

エ そのほか、教育委員会が必要と認めるもの。

#### 【第2優先】

第2優先は以下の行事を対象として、第1優先に次いで予約ができる。予約日は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(1日)とする。(1日が休日の場合は、翌日。) **ただし、以下の対象予約者(団体)が重複する場合は、双方の協議又は抽選とします。**

**予約日の時間:8時30分～17時00分**

※対象行事

ア 市内住所者が主催するスポーツ行事

イ 市内団体が主催するスポーツ行事

(注意)市内住所者・市内団体を優先します。また、市外団体が利用する場合で、市内在住者が予約する場合は、第2優先に該当しません。

**【その他】**

第1優先、第2優先の次に予約できる。

※対象事業

ア 第1優先及び第2優先以外の者(団体)が主催するスポーツ行事

**※予約日(1日)は【第2優先】と同様ですが、【第1優先】【第2優先】対象者(団体)が優先です。**

**<全体注意事項>**

対象施設の予約日(1日が土日の場合は翌日))は、試行期間につき、一切 WEB 予約はできませんので、窓口又は電話でのご連絡をお願いします。

不明な点があれば、以下までお問い合わせください。

国東市教育委員会 社会教育課

スポーツ振興係

TEL0978-72-2121

FAX0978-72-4070